



Newsletter

28 October 2021

「グローバル金融サービス規制ガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドは、世界の主要な金融センター及び新興市場を含む35の国と地域について、金融サービスに関する法令と規制を網羅的かつ包括的にまとめたものです。急速に変化する金融規制に対応するため、2021年更新版として内容をアップデートいたしました。

各国における金融規制の監督官庁、関連するライセンス、クロスボーダー取引の相手方が所在する場合に注意すべき点等、実務的に問題となると思われる点を簡潔にまとめております。

ベーカーマッケンジーのGlobal Financial Services Regulatoryチーム は、世界の主要な金融センターのみならず新興国市場もカバーし、金融コンプライアンス、取引規制及び当局対応まで一貫したサービスを提供しております

本ガイド (無料) をご希望の方は、 メールにてご連絡ください。



Corporate & Tax Global Update ニューズレター Vol. 63

はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 63 となる本号では、証券取引所が SPAC 上場制度の導入を提案(香港)、2022 年度オランダ税制改正案等の最新情報をお届けします。本ニューズレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. アジア

香港:証券取引所が SPAC 上場制度の導入を提案

中国:金融機関に対するマネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止のための

管理監督措置

2. 米州

米国:米国上院がキャリード・インタレストの優遇的取扱いを撤廃する法案を提

3. 欧州

オランダ: 2022 年度オランダ税制改正案

英国:低炭素水素--英国が水素戦略を初めて公表

4. 中東

トルコ:生体データの処理に関するガイドラインの発表

「グローバルSPACガイド (英語)」発行のお知らせ

本ガイドでは、複数法域における SPACおよびDe-SPACについて適用される規制内容を比較しています。

SPACの制度自体は数年前から存在しているものの、最近の市場環境が SPACによる上場の追い風となっており、さらに、De-SPACを通じたSPACと非上場企業との統合という手法も増加しています。SPACは米国で主に行われてきましたが、近年では欧州やアジア市場でのSPACのIPOや同地域の非上場企業とのDe-SPACを行うことへの関心も高まっています。

SPACのIPO及びDe-SPACのストラクチャリング等については、米国における仕組みが一般的に採用されているにもかかわらず、適用される各国法の規制内容が異なるため、各SPACおよびDe-SPACには慎重な検討が必要となります。本ガイドでは、これらの法域における規制や実務について概説します。

本レポート(無料)をご希望の方は、 メールにてご連絡ください。



1. アジア

香港

証券取引所が SPAC 上場制度の導入を提案

2021 年 9 月 17 日、香港証券取引所(以下、「取引所」)は、特別目的買収会社(Special Purpose Acquisition Companies、以下、「SPAC」)に関するコンサルテーションまペーパーを公表した。取引所は、香港が国際的な金融センターとしての競争力を維持し、中国や東南アジアからの上場申請を継続的に誘引できるよう、SPAC 上場制度の導入を提案している。一方、当該提案では、投資家の利益を守るために、SPAC の上場申請者や De-SPAC の対象会社に対し、米国よりも厳しい基準を課している。当該コンサルテーションは、2021 年 10 月 31 日に終了する。

SPAC の概要

過去1年半の間に、「ブランク・チェック・カンパニー(blank check companies)」や「キャッシュ・シェル(cash shells)」とも呼ばれる SPAC の上場件数が急増した。SPAC は、新規上場により調達した資金を用いて、事業会社との間で企業結合を行う(以下、「De-SPAC 取引」)。コンサルテーションペーパーでは、De-SPAC 取引の結果上場する発行体を、「承継会社」(successor company)と定義している。

SPAC は、米国で特に人気があり、アジア太平洋地域でも関心が高まっている。2021 年 9 月 2 日、シンガポール証券取引所は、この新たなトレンドを活用し、テクノロジー企業を誘致するため、SPAC の上場を可能にする新ルールを発表した。この新ルールは 2021 年 9 月 3 日に施行されている。

一方、米国では、SPAC 及び De-SPAC 取引がより厳しい監視下に置かれ、 規制が強化される兆候が見られる。例えば、2021 年 5 月、米国証券取引委員 会(以下、「SEC」)の委員長は、投資家保護を確保するために、SEC が SPAC の各取引を注意深く監督していくことを示唆した。

各国の制度比較

以下、米国、シンガポール及び香港の SPAC に係る制度の主な特徴を比較する。

		米国(ニューヨーク証 券 取 引 所 以 下 、 「NYSE」)	シンガポール	香港 (今回の提案内容)			
SPA	SPAC 上場						
	と資家の適 E要件	なし	なし	Securities and Futures Ordinance (「SFO」)Cap. 571 及びその下位規則に定義される「プロ投資 家」のみが、De-SPAC 取引の完了前に、 SPAC の証券を引き受け取引することができる。			
	7 ラ ン ト (新株予約 配)	 分離可能 ワラントの行使価格は、SPACユニットのIPO価格に15%のプレミアムを付して設定される。 ワラントの有効期間は5年で、De-SPAC取引が完了するまでは行使できない。 	 分離可能 ワラントの行使価格は、SPAC株式のIPO価格は、SPAC株式のIPO価格ない。 De-SPAC取引の完了前はできない。 ワラントは以下のいずたかする。 	 分離可能 ワラントの行使価格は目論見書で開示しなければならない。 De-SPAC取引の完了前にワラントを行使できない。 ワラントは、De-SPAC取引の完了後1年から5年までの期 			

「アジア太平洋地域の主要11か国 の移転価格ハンドブック2020」 発行のお知らせ

この度、「Asia Pacific Transfer Pricing Handbook 2020」と題するレポート(282頁)を発行しました。本レポートでは、アジア太平洋地域の主要11か国(日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム)の(1) 移転価格税制に係る最新の規則の概要、(2) 移転価格算定方法、(3) 移転価格文書化規則、(4) 移転価格調査の手順、(5) 国内救済、(6) 延滞税・加算税・その他罰則、(7) 事前確認制度(APA)、(8) 過小資本税制、(9) BEPSプロジェクトを受けた改正状況、(10) その他の論点・最新動向について解説を行っています。

本レポート(無料)をご希望の方は、 <u>メール</u>にてご連絡ください。



		a) 目論見書に記載さ れた期間。 b) De-SPAC取引を完	間に失効させなけれ ばならない。
		フすべき期限。	
3. SPAC の創 立株主(ス ポンサー) /プロモー ター	 「創立株主」の定義はないが、NYSEはないが、上場には、SPACの上場でのというできた。 性を判断陣の経験でのの経験での対象を経験を経過を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	・特定を基準は、い証券との基準は、い証券の基準は、の表準は、のの主導を対象のの主場を判断を判断を判断を判断を表を表している。。 ・SPACの創立株主及の時の機式、のは、SPACの創立は、SPACのは、SPACのは、SPACの時では、「アウン・・ジャン・・ジャン・・ジャン・・ジャン・・ジャン・・ジャン・・ジャン・・ジ	● SPAC の、たまでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
			ていること。
4. プロモー ターの株式 及びワラン トの譲渡性	 プロモーターの株式:契約上の制限があり、転売には証券の登録が必要。 プロモーターのワラント: De-SPACの取引完了後30日が経過するまでは転売できない。 	De-SPAC 取引が完了す るまでは譲渡不可。	 プロモーターの株式 及びワラントは上場 の対象外であり、上 場時及びそれ以降も 譲渡できない。 プロモーター及びその近親者は、De- SPAC取引の完了前は SPAC証券の取引 が制限される。
5. 最低資金調達額	最低資金調達額の要件なし。最低時価総額は 1 億米ドル。	最低資金調達額の要件なし。最低時価総額は 1 億5 千万シンガポールドル。	• 最低資金調達額は 10 億香港ドル。
6. 信託による 資金保管	SPAC の IPO による調達額の 90%は、独若もしたカストディアの IPO による調したカストデル IPO に独若 IPO に独立 IPO に独立 IPO に独立 IPO にいまいました IPO に開設 IPO にいまいました IPO にいまれた IPO にはいまれた IPO には	SPAC の IPO による調達額の 90%は、シンガポール 金融 管理局 (Monetary Authority of Singapore) の認可を受けた金融機関に預託可能の De-SPAC の資金は、 G る 会とは現金とは、 A -2 格付け投資できない。	SPAC の IPO によっトでは、 IPO によっトででは、 IPO によっトででは、 IPO によっトででは、 IPO によっトででは、 IPO によっトででは、 IPO によったでは、 IPO
7. IPO 時の最 低流通株式 数及び株主 数	100 株以上を保有する 株主が 300 人以上存在 し、且つ、流通株式が 110 万株以上あること が必要。	SPAC の発行済株式総数の 25%以上を 300 人以上の一般的な株主が保有していなければならない。	用格付機関による 同等の格付 • SPAC 株式及びワラントをそれぞれ、75名以上のプロ投資家 (その内30名はSFOで定義される「機関投資家」でなければならない。)に割り

「アジア税務紛争対応 ハンドブック2020年版(英語)」 発行のお知らせ

本ハンドブックでは、税務上の紛争に 関連する主要な手続、メカニズム、論 点及び和解又は正式な訴訟による解決 方法について概説します。アジアの一 部の国においては、納税者が税務当局 に対して法的な権利や保護を主張する ことは不可能であり、現実的ではない という誤解が存在します。納税者に認 められた権利を知り、毅然とした態度 で臨むことが防御に繋がる、より重要 な要素となることが多いのです。

アジア太平洋地域の12の主要国・地域 を網羅した本ハンドブックは、複雑化 する税務調査、調査、紛争の状況を把 握するための効果的な指針となりま す。

本ガイド (無料) をご希望の方は <u>メール</u>にてご連絡ください。



De-SPAC 取引 8. De-SPAC	IPO から 3 年以内。	IPO から 3 年以内。	当てなければならない。 SPAC 株式及びワラントそれぞれの 75%以上を機関投資に割り当ではない。 SPAC の発行済株式総数及び SPAC の発済ワラント総対の 25%以上を一般いたければならない。 IPO から 3 年以内。
取引の完了 期限		(但し、一定の条件を 満たせば 12 か月まで延 長可能。)	(但し、取引所及び株 主総会の承認により 6 か月まで延長可能。)
9. 承 (De-C SPAC SPAC SPAC SPAC SPAC SPAC SPAC SPA	承継株通す。 一総要も、とし上る。 一総要も、とし上る。 の及を。口社のを がは承すのの がは承すのの がいました。 の表の、とした。 の表の、とした。 の表の、とした。	・	・新(スIP与8.6く及トたびを必S取た表い届及ク上すなP見新及の上足スの及件す Cし公な、引ィにるめ 上基のうらに類請ィに報らの件ンの関/づ件スの及件す Cし公な、引ィにるめ 上基のうらに類請ィに報らの件ンの関/づ件スの及件す Cし公な、引ィにるめ 上基のうらに類請ィに報らの件ンの関/づ件スの及件す Cし公な、引ィにるめ 上基のうらに類請ィに報ら
10.議決権行使 及び償還の 整合性	すべての独立した株主は、De-SPAC取引に係る株主総会でどのように投票したかにかかわらず、償還を受ける権利を有する。	すべての独立した株主は、De-SPAC 取引に係る株主総会でどのように投票したかにかかわらず、償還を受ける権利を有する。	De-SPAC 取引に反対票 を投じた株主のみが償 還を受けることができ る。
11.独立した PIPE (private investment in public equity上場 証券への第 三者割当投 資)	必須ではない。	必須ではない。	De-SPAC 取引において、1名以上の 10億 香港ドル以上の運用資産を有する資産管理会社が、独立したPIPE 投資家として参加しなければならは、の当該投資家は、承継会社の上場時に

「欧州における税務調査・ 紛争解決ガイドブック(英語)」 のお知らせ

COVID-19 の蔓延と経済対策のための 大規模財政主導を受けて、各国政府の 財政赤字はかつてない規模で増大して います。各国政府は新たな税制導入や 単純な増税が難しい中で、資本力のあ る多国籍企業への税務調査を今後より 活発に行うことが予想されます。

欧州で事業を営む本邦多国籍企業も例外ではなく、今後各国で行われる税務調査に今後どのように対処し、紛争が生じた場合にはどのような国内救済措置が待ち受けているかを把握しておくことは税務コンプライアンスの観点からも不可欠となります。

本ハンドブックでは欧州主要17か国の 税務調査プロセス、国内救済措置及び 相互協議等について詳説しています。

本ガイド (無料) をご希望の方は <u>メール</u>にてご連絡ください。



			承継会社の 5%以上の
	きない。これはより	IDO ## Do CDAC	株式を実質的に保有あ 実質のに保が 変必を いる独有の の要 投承る上い と と は た り は た れ い し た り は れ れ い の い の い る れ れ 、 の ら れ れ 、 の ら れ れ 、 の ら れ れ 、 の ら れ れ 、 り ら れ れ い ら れ れ い ら れ ら れ ら る と る ら る と る ら る と る ら る ら る ら る ら ら る ら る
12. ロックアッ プ期間	 該当する要件なし。 通常、IPO 時時までの間はロックでの間はされる。 通常、De-SPAC 取引完了を1 年間のロックである。 	PO PRACC PRO	De-SPAC De-SPAC

最初のページに戻る

中国

金融機関に対するマネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止のための管理監督措置

中国人民銀行(以下、「PBOC」)が公布した金融機関に対するマネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止のための管理監督措置(以下、「本件措置」)が、2021年8月1日に発効した。本件措置は、マネーロンダリング防止(以下、「AML」)及びテロ資金供与防止(以下、「CTF」)の管理監督体制を改善することにより、AML/CTFに関連するリスクを防止することを目的としている。

本件措置は、PBOCが 2014年に発表した「金融機関に対するマネーロンダリング防止及びテロ資金供与防止のための管理監督措置(試行実施用)」(以下、「2014年試行措置」)に代替するものである。2014年試行措置は元々幅広い企業を適用対象としていたが、本件措置ではさらに適用対象の範囲を拡大し、開発型金融機関、消費者金融機関、ローン会社、非銀行系決済機関、その他多くの種類の金融サービス会社が本件措置の適用対象となっている。

「グローバル・パブリックM&A ガイド(英語)」のお知らせ

パブリックM&A (上場企業の買収) は、複数の法域にまたがることが多く、マーケットに関する知識と法的専門知識の双方が必要となります。本ガイドは、国内及びクロスボーダー取引のあらゆる側面における当事務所の比類のない経験に基づき、世界42の法域におけるパブリックM&Aに関連する主要な法的留意点の概要を、タイムラインを含めて説明します。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



2018 年から 2019 年にかけて金融活動作業部会(以下、「FATF」)が実施した中国の第四次相互審査の後、中国政府の複数の部門は、FATF の勧告に従って AML / CTF 体制を強化するためのいくつかの措置を講じた。これらの措置には、全国人民代表大会常務委員会による刑法第 11 次改正におけるマネーロンダリング罪の改正、2020 年 12 月の PBOC の公開意見募集手続きの実施、PBOC と検察院の協力関係の強化、2020 年のマネーロンダリング罪の起訴件数が 2019 年の 368.2%に増加したことなどが含まれる。1

本件措置における主要な留意事項の概要は、以下の通りである。

- 本件措置の適用対象は、2014年試行措置と比較して、ローン会社、 商業銀行の資産管理子会社、非銀行系決済機関、保険代理店、保険仲 介人などにまで拡大されている。
- すでに既存の AML 規制に基づく義務を負っている金融機関は、本件 措置と当該義務との関連性を確認し、PBOC による要請を完全に遵守 できているかについて確認する必要がある。
- 本件措置は、リスク・ベース・アプローチを採用しており、組織の内部統制の仕組みが、当該組織の AML / CTF リスク及び事業規模に見合ったものであり、リスク評価の仕組みを実装していることを要求している。適用対象となる機関は、PBOC が AML / CTF に関する強力な管理監督権限を与えられていることに留意し、コンプライアンス確保のために既存の AML / CTF 管理体制を見直す必要がある。
- 本件措置の適用対象となる機関は、顧客の識別データ及び取引記録を 保管することや、高額な取引及び疑わしい取引を報告することを含む、顧客のデューデリジェンスを実施する必要性を再認識する必要がある。

本件措置では、適用対象範囲を拡大し、内部統制及びリスク管理の要件を具体的に示し、PBOCの管理監督権限を強化している。本件措置は中国が AML/CTF 体制の改善・強化に取り組んでいることを示す重要な進展である。

最初のページに戻る

2. 米州

米国

米国上院がキャリード・インタレストの優遇的取扱いを撤廃する法案を提出

バイデン大統領は、American Families Plan の中で従前優遇的な取扱いを受けることのできた「キャリード・インタレスト²」を、通常の所得と同じ税率で課税することを求めた。

これを受けて、2021 年 8 月 5 日、米上院財政委員会のロン・ワイデン委員長(民主党、オレゴン州)と、シェルドン・ホワイトハウス上院議員(民主党、ロードアイランド州)は、キャリード・インタレストに対する優遇税制を廃止することを目的とした Ending the Carried Interest Loophole Act(以下、「本法案」)を提出した。本法案は、キャピタル・ゲインに係る税金の

¹ 最高人民検察院及び PBOC は共同で、処罰対象となるマネーロンダリングの典型事例を発表した。昨年、人民検察院は、マネーロンダリングを理由として、221 人の逮捕を承認し、707 人を起訴している。

²プライベート・エクイティやヘッジファンドのマネージャーの成功報酬を指す。

「ディストレストM&Aガイド (英語)」のお知らせ

COVID-19感染拡大により、財務的危機に直面した企業が新たなビジネスオーナーや投資家を求める機会が増えています。企業の評価額が低下した企業を対象とするディストレストM&Aの機会は今後も増加していくことが予想されます。本ガイドでは、デマストレストM&Aについて、リスク許を度を持つ投資家にとっての機会、COVID-19の回復環境にある投資家が直面するであろう課題、洗練された買い手が各種課題をどのように対処しているか、といったテーマについてまとめています。

本ガイド (無料) をご希望の方は メールにてご連絡ください。



優遇措置と、キャリード・インタレスト保有者に対する所得計上の繰延べの 双方を廃止することを目的としている。

ワイデン委員長の提案は、キャリード・インタレストを(キャリード・インタレスト保有者による)他の投資家パートナーからの資本の借入れのように、概念的に取扱うことによって、上記の目標を達成しようとするものである。その結果、キャリード・インタレスト保有者は、そのような借入れの年間の利子に相当する額の通常の所得を毎年認識することになる。また、この利子は相当の高金利で計算される。このキャリード・インタレスト保有者への「みなし報酬(deemed compensation)」の額は、通常の所得税及び自営業者税(Self-Employment Tax)3の対象となる。

本法案の提出に伴うニュースリリースに記載された「ファンドマネージャーが投資家の資本 1 億ドルを運用する代わりに 20%のキャリード・インタレストを受け取り、課税年度の所定利率が 14%の場合、ファンドマネージャーのみなし報酬は 280 万ドル (=1 億ドル x 20% x 14%) であり、そのみなし報酬について、最高税率 40.8%の通常の所得税を支払うことになる。」という例は、提案された本法案の意図を示している。本法案では、みなし報酬の額については、長期譲渡損失と相殺することを規定しているが、このような長期譲渡損失は必ずしも納税者の状況によっては、みなし報酬と相殺しきれるとは限らず、税務上の便益をもたらさない場合も想定される。

留意すべき点は、本法案が成立すればキャリード・インタレスト保有者に、毎年課税対象となる所得を生じさせることとなる点である。これは、パートナーシップにかかる所得の認識を行うべき事象の有無、投資からの分配の受領又は投資の売却といった事象の有無に関わらず同様である。言い換えれば、本法案は、キャリード・インタレストの保有者に毎年(実際の収入を必ずしも伴わない)仮想所得(phantom income)を発生させることになる。本法案は、ワイデン委員長が過去に提案したキャリード・インタレスト法案と類似しているが、最近の民主党への政権交代や、上院で可決された予算決議で予定されている3.5兆米ドルの調整法案のうち、財政委員会が作成する部分の準備を指示したことから、本法案が可決される可能性が高まっている。

最初のページに戻る

3. 欧州

オランダ

2022 年度オランダ税制改正案

2021 年 9 月 21 日、オランダ政府は、現行オランダ税法の一部改正案を含む 2022 年に向けた税制案(Tax plan for 2022、以下、「2022 年度税制案」) を公表した。

現政権は 2022 年 3 月の総選挙後に新たな連立政権を樹立するための交渉を行っているため、大胆な政治的決断を下せるような状況にはない。従って、2022 年度税制案は、比較的当たり障りのない内容であり、重要なものの大半は、次期政府に繰り越されたように思われる。

2022 年度税制案が近日中に議会において承認された場合には、特段の事情がない限り 2022 年 1 月 1 日から施行される。なお、2022 年度税制案の内容ではないが、2021 年度税制案に含まれていた税務上の欠損金の利用制限も

³ 個人事業主が所得税とは別に支払う社会保険料のこと(会社員については、社会保 険税が課されるが、それに代わるもの)。

2022 年 1 月 1 日より施行される旨留意されたい⁴。本稿では中でも特に重要な改正案について概説する⁵。

法人税改正案

1. ポートフォリオ配当に対する配当源泉税の還付制限

オランダ法人からの配当にかかる配当源泉税(典型的にはポートフォリオ投資⁶に課税されるもの)については、従前よりオランダ法人である受領者がオランダ国外の法人である受領者より有利な扱いを受けることが出来るという点が問題視されていた。具体的には、オランダ法人である受領者の法人税額を源泉税額が超過する場合には、そのオランダ法人である受領者は当該超過額について還付を受けることが出来る一方、オランダ国外の法人株主にはそのような還付が認められていなかったという点である。

オランダ政府は、EU 法との潜在的な矛盾を排除するため(Sofina SA に係る欧州司法裁判所の判決 C-575/17 参照 7)、2020 年 11 月に、オランダ国外の EU/EEA の法人株主も、一時的にオランダ税務当局による許可という条件付きで、配当源泉税の還付を受けられることとする法令を発表している。

今回の税制改正案の施行により、一時的に認められていた配当源泉税の還付は、受領者がオランダ法人であるかオランダ国外の法人であるかに関わらず認められなくなる。そして、配当源泉税の控除額は、各事業年度のオランダ法人税の額を上限とし、控除しきれなかった配当源泉税は次年度に繰り越されることとなる。この税制改正案は、2022年1月1日に施行されると見込まれる。

2. 欧州租税回避防止指令第2号(以下、「ATAD2」)の最終段階の改 正⁸

ATAD2の最終段階の改正として、税制改正案の施行により 2022 年 1 月 1 日 よりオランダのリバース・ハイブリッド事業体⁹は、現在オランダで設立されているか、又はオランダ法の下で法人化されている場合には、オランダ法人税の課税対象となる。従って、これらのリバース・ハイブリッド事業体は、事実上「ハイブリッド」ではなくなる。

リバース・ハイブリッド事業体は、オランダ税法上の居住者となるため、リバース・ハイブリッド事業体からの分配は、原則的にオランダの配当源泉税の対象になる。また、無税若しくは税率が9%より低い国・地域及び非協力的国・地域としてEUのブラックリストに含まれる国・地域に対しての利息、使用料の支払いについてもWithholding Tax Act 2021(以下、「2021年源泉税法」)により、源泉徴収の対象となることに留意が必要である10。一方、リバース・ハイブリッド事業体は、オランダ税法上の居住者となることにより、租税条約の恩典を受けることは出来るようになる。

⁴ 税務上の欠損金の利用制限については、本ニューズレター第52号を参照。

⁵ より詳細な内容については、ベーカーマッケンジー アムステルダムオフィスの ニューズレターを参照。

⁶投資対象である法人の5%未満の持分を有することとなる投資。

⁷ 欠損状況にあるベルギー法人が、フランス子会社から受け取った配当に係るフランス源泉税の還付をフランス当局に求めたところ、(フランス法人であれば、欠損であっても還付を受けられるにもかかわらず、ベルギー法人については還付を受けられないことに対し)EU 域内の資本移動の自由(Free movement of capital)原則に反することを争った事案。

⁸ 従前の改正内容については、本ニューズレター第43号を参照。

⁹ オランダ法人税法上、税務上存在しないものとして扱われる(いわゆるパススルー・エンティティとして取り扱われる)一方、その事業体の出資者の所在地国においては、法人格を有するものとして取り扱われる事業体。

^{10 2021} 年源泉税法については、本ニューズレター第 43 号を参照。

ATAD2 に基づくハイブリッド対策税制の適用により、このようなリバース・ハイブリッド事業体は近年において既に用いられなくなりつつある。ただ、過去に設立されたリバース・ハイブリッド事業体の清算といった対応の検討が必要となる。

今後の改正等

2022年度税制改正案には、今後数か月以内に公表される又は次の政府に繰り延べられることとなる立法案について言及されている。

2021 年度税制案では、過大支払利子税制による利息の控除制限と組み合わせて(負債と資本の扱いを中立的にするための)資本控除(Capital Allowance)の導入を検討するものとされていた。しかしながら、これらの導入は、EU DEBRA initiative が成立するまで据え置かれることになった。

また、昨年は企業のオランダ撤退時における配当源泉税(Dividend Exit Tax)の導入が検討され大きな反響があったが、導入までの道のりは長く、議会において議論される具体的な日程は決まっていない。

最初のページに戻る

英国

低炭素水素—英国が水素戦略を初めて公表

国連気候変動枠組条約第 26 回締結国会議(COP26)の開催に先駆けて、英国初の「水素戦略」が公表された。この戦略では、今後 10 年以上にわたり、英国に低炭素水素産業を創出することで、9,000 人の雇用と 40 億ポンドの投資、そして新たな輸出機会をもたらすことが約束されている。また、「グリーン産業革命のための 10 項目の計画」¹¹に基づき、英国政府が産業界と協力して、2030 年までに低炭素水素製造能力を 5 ギガワットにするという目標を達成するための方法も示されている。

この水素戦略に含まれる主な施策は以下の通りである。

• 二本立てアプローチと政府の製造戦略を示す

電気分解により生産され二酸化炭素の排出を伴わないグリーン水素と製造過程で生じる二酸化炭素を回収することでカーボンニュートラルを実現するブルー水素の製造を含む、主要技術の支援に関して二本立てのアプローチを概説し、2022年に英国政府の製造戦略についての詳細を示すことを約束。

水素導入の支援と英国で生産される水素のネットゼロを確保する

国内での水素導入を支援すると同時に、国内企業と協力して低炭素水素の英国規格を策定することで、生産者と利用者にとって英国で生産される水素がネットゼロに合致することを確実なものとする。これは、低炭素水素を定義する複数の規格を比較した政府の近時の報告書(「英国低炭素水素規格のオプション」12)をさらに発展させたものであり、ビジネス・エネルギー・産業戦略省が、エネルギーシステム全体に供給できる低炭素水素の生産を奨励・支援することを可能にするものである。

^{11 2020} 年 11 月 18 日にボリス・ジョンソン首相が発表した。クリーンエネルギー(洋上風力、水素、原子力)・電気自動車(EV)の増強、路上交通や航空・船舶の脱炭素化、住宅のグリーン化、CO2 の回収貯蔵、植樹、技術革新・投資等の 10 項目に対し、120 億ポンド(約 1 兆 6 千億円)を投じ 25 万人の雇用創出・支援を図ることが示されている。

¹² 詳細はこちらを参照(英語)。

ガス供給に水素を混合することについて評価する

産業界と協力して、既存のガス供給に 20%水素を混合させることの安全性、 技術的実現可能性、及び費用効果を評価する。

水素セクター開発アクションプランを発表する

2022 年に水素セクター開発アクションプランを発表し、水素に関するサプライチェーンの機会や技術、雇用を確保するために企業をどのように支援するかを示す。

この他にも、英国政府は、安全衛生局、及び電力・ガス市場局と協力して、 業界初となる水素暖房の試験実施のための支援を行っている。この試験は、 より広範な研究開発試験と合わせて、暖房の脱炭素化における水素の役割に 関する政府決定に反映される予定である。肯定的な事例が確立されれば、 2035年には水素が日常生活の電力供給に重要な役割を果たし、英国の暖房シ ステムにおける二酸化炭素排出量の削減に貢献することになる。

加えて、英国政府は、「ネット・ゼロ・イノベーション・ポートフォリオ (The Net Zero Innovation Portfolio)」を通じて、英国の低炭素水素経済を確立するための基盤となる 1 億 500 万ポンドの資金援助計画も発表している。この資金援助は、産業界が産業用燃料に水素を含む低炭素代替品を導入することを可能とし、気候変動に関する公約を果たすための鍵となるものである。

この資金援助計画には以下のものが含まれている。

5.500 万ポンドの産業用燃料切替えコンペティション

天然ガスのような高炭素・低炭素燃料からクリーンな水素へと、産業界を切り替えるためのソリューションの開発と実証を支援する。

4,000 万英ポンドの低税率の燃料(Red Diesel)の交換コンペティション

Red Diesel に依存している産業の脱炭素化を目的として、建設、採石、鉱業セクター向けのディーゼルに代替する低炭素燃料の開発と実証に助成金を提供する。

• 1,000 万英ポンドの産業用エネルギー効率化促進

クリーンテクノロジー開発者に資金を提供し、産業現場と協力して英国産業のエネルギーと資源の消費を削減するためのソリューションを設置、検証する。

低炭素水素のビジネスモデルに関するコンサルテーションペーパー13

本戦略の公表に伴い、低炭素水素のビジネスモデルに関するコンサルテーションペーパーも作成された。低炭素水素の広範な導入に関して、バリューチェーンにおいて多くの市場障壁があることは認識されている。ここで紹介したいくつかの資金援助計画は、そのような障壁に対処することを目的としているが、高炭素の代替品に比べて低炭素水素のコストが高いことが根本的な障壁であり、それゆえ価格競争を克服するための収益支援が必要である。このコンサルテーションペーパーでは、いくつかの代替案が議論されており、政府提案のアプローチに対する意見を引き出すための質問も設定されている。

¹³ 詳細はこちらを参照(英語)。

政府のアプローチは、少なくともクリーン水素市場の初期段階では、市場の価格と数量に関するリスクに対処するための支援に焦点を当てている。このアプローチは、技術に関係なく市場の発展と競争を促進して投資を支援するものであるが、市場の発展により価格と数量のリスクが軽減されるため、時間の経過とともに金額に見合った価値を提案するようになる。

また、このアプローチでは生産者主導のモデルが提案されおり、当初は達成価格と天然ガス価格の高い方を基準価格とした差額決済契約制度で収益支援を行う。基準価格は、予想される生産コストに基づいており、一定の物価スライド制が適用されるが、英国政府は、最も適切な物価スライド制の仕組みについてまだ検討が必要であると認識している。また、燃料としてではなく、原料として使用される水素をクリーン水素に置き換える際には、最低保証価格に関して一定の制限が必要であるとも認識している。なお意見募集の期限は 2021 年 10 月 25 日である。

ネットゼロ水素基金

これと並行して、政府は 2 億 4,000 万ポンドの「ネットゼロ水素基金」の設計についても協議を行っており、この基金は英国内の新しい低炭素水素製造プラントの商業展開を支援することを目的としている。

冒頭の水素戦略と現在行われている協議により、英国政府が低炭素水素をネットゼロ計画の重要な要素と考えており、水素開発支援のための多額の資金投入の用意があることが明確になった。英国における低炭素水素の規格とクリーン水素製造の国際的な分類基準を設定することは、国内のクリーン水素市場を確立し、国境を越えたクリーン水素取引を促進するために不可欠である。英国の規格がどのようなものになるのか、また、他の多くの先進的な水素経済国が現在開発しているものとどのように比較・連携していくのか、興味深いところである。

最初のページに戻る

4. 中東

トルコ

生体データの処理に関するガイドラインの発表

トルコ個人データ保護局(The Turkish Personal Data Protection Authority、以下、「DPA」)は、2021 年 9 月 17 日に「生体データの処理に関するガイドライン」(以下、「本ガイドライン」)を発表した。

本ガイドラインでは、生体データの定義や生体データの処理に際してデータ 管理者に要求される措置等について、DPAの考え方を取りまとめている。

生体データの定義

EU 一般データ保護規則(以下、「GDPR」)に照らし、生体データを「個人特有の身体的又は行動的特徴(physical or behavioral characteristics that are personal, unique and one of a kind)」と定義する。そして、GDPR 同様、生体データを、指紋、光彩、網膜、顔人証、手相、声紋人証、静脈、DNA 配列等の身体的データと、署名、キーストローク、歩調等の行動的データに整理する。

生体データの法的性質

生体データは、トルコ個人情報保護法においても、センシティブデータとしての規制に服する。すなわち、センシティブデータは、そのデータの処理を

原則的に禁止されているが、法律で明示的に要求される場合には、(健康及び性生活に関するデータを除き)データ主体の明示的な同意なしに処理することができる。

生体データの処理に際してデータ管理者に要求される措置

本ガイドラインは、センシティブデータの中でも生体データの特徴に着目して、特有の措置をとることを要求している。具体的には、データ管理者に対し、下記の原則に従い生体データの処理を行い、後述の技術的措置や管理上の措置を実施することを要求している。

- データ管理者は、トルコ個人情報保護法第4条及び第6条並びに本ガイドラインに定められた以下の原則に従って、生体データを処理しなければならない。
 - データ処理活動は、基本的権利及び自由の本質的部分を侵害してはならない。
 - データ処理の方法は、データ処理の目的及び係る目的の達成との関係 で適切なものでなければならない。
 - o データ処理の方法は、達成されるべき目的のために必要性がなくては ならない。
 - データ処理の目的と達成すべき手段は比例していなければならない。
 - 生体データは、必要な期間だけ保持し、必要がなくなった時点で、速 やかに且つ遅滞なく破棄しなければならない。
 - 情報提供の義務を果たさなければならない。
 - 明示的な同意が必要な場合、データ対象者の明示的な同意は法律に 従って取得されなければならない。
- データ管理者は、本ガイドラインに規定された原則を遵守していることにつき記録及び文書を作成・保管しなければならない。
- 遺伝的データは、必要性がない限り取得してはならない。
- 関連する生体データの種類を選択する際には、正当な理由と文書を提供しなければならない。
- 生体データは、必要な限度において保持されなければならない。

その上で、下記のような具体的な措置をとることが求められている。

- 技術的措置
 - 生体データは、暗号化された方法でクラウドシステムに保存しなければならない。
 - 派生した生体データは、元の生体データを復元できない方法で保存しなければならない。
 - 生体データ及びそのテンプレートは、暗号技術を用いて暗号化されて おり、十分なセキュリティが確保されなければならない。
 - データ管理者は、システムをインストールする前及びアップデート後に、テスト環境で合成データを使用してシステムをテストしなければならない。

- データ管理者は、システムに認証された機器及びライセンスされた最 新のソフトウェアを使用しなければならない。
- データ管理者は、生体データを処理するソフトウェア上でのユーザー の行動を監視し、制限する必要がある。

管理上の措置

- データ主体が明示的な同意をしていない場合又は生体的認証方法が使 用されない場合に備えて、代替システムを提供しなければならない。
- 生体的手法による認証ができない場合の行動計画を作成しなければな らない。
- 権限のある者が生体データシステムにアクセスするための仕組みを構 築・管理し、これらのシステムの責任者を特定・文書化しなければな らない。
- 生体データの処理に関するトレーニングを従業員に提供し、これを記 録しなければならない。

結語

生体データは、その性質上、データ主体に関する重要な情報を含んでいる。 本ガイドラインの目的は、生体データの処理に関しデータ管理者に対して追 加的な義務を定めることで、生体データの保護及び安全性を実現することに ある。生体データの処理活動を行うデータ管理者は、本ガイドラインで指定 された原則と措置を遵守・実施することが求められる。

最初のページに戻る